

上尾市こどもショートステイ事業実施規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市規則第 5 5 号

上尾市こどもショートステイ事業実施規則等の一部を改正する規則  
(上尾市こどもショートステイ事業実施規則の一部改正)

第 1 条 上尾市こどもショートステイ事業実施規則(平成 3 1 年上尾市規則第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「当該こどもショートステイ事業の利用が決定した日から 3 0 日以内」を「市長が定める日まで」に改める。

第 1 3 条を次のように改める。

(実績報告)

第 1 3 条 実施施設の長又は里親は、1 月ごとに、上尾市こどもショートステイ事業実績報告書(第 1 1 号様式)に上尾市こどもショートステイ事業利用確認書(第 1 2 号様式)を添えて、こどもショートステイ事業を実施した月の翌月の 1 5 日までに市長に報告するものとする。ただし、こどもショートステイ事業の利用がない月については、この限りでない。  
第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(委託料の精算)

第 1 4 条 実施施設の長又は里親は、委託料を請求しようとするときは、上尾市こどもショートステイ事業委託料請求書(第 1 3 号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めた場合は、委託料を実施施設等に支払うものとする。

別表第 2 中「第 1 3 条関係」を「第 1 4 条関係」に、「1, 8 6 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 号様式中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 3 条」に、「に基づき」を「により」に改める。

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を次のように改める。

第12号様式（第13条関係）

上尾市子どもショートステイ事業利用確認書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

事業者

所在地

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事業者名

\_\_\_\_\_

代表者名

\_\_\_\_\_

上尾市子どもショートステイ事業について、下記のとおり実施しました。

記

利用児童の氏名				
生年月日				
保護者氏名				
利用日数	延べ 日 ( 人 × 日)			
	年	月	日	午前・午後 時から
	年	月	日	午前・午後 時まで
入所中の概要及び報告事項				

第13号様式（第13条関係）

上尾市こどもショートステイ事業委託料請求書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

実施施設等

所在地（住所）

実施施設名（里親を除く。）

代表者名

年 月の上尾市こどもショートステイ事業に係る委託料について、上尾市こどもショートステイ事業実施規則第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円	
内 訳	2歳未満児	円 × 日 = 円
	2歳以上児	円 × 日 = 円
	送 迎	円 × 日 = 円
振込口座	金融機関名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通 当座
	口 座 番 号	
	名義人氏名 (カナ)	( )

請求は月末締めとし、翌月の15日までにお願いします。

(上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正)

第2条 上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則(令和5年上尾市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第11条中「利用決定の日から30日以内」を「市長が定める日まで」に改める。

第13条を次のように改める。

(実績報告)

第13条 実施施設の長は、1月ごとに、上尾市こどもトワイライトステイ事業実績報告書(第10号様式)に上尾市こどもトワイライトステイ事業利用実績内訳書(第11号様式)を添えて、こどもトワイライトステイ事業を実施した月の翌月の15日までに市長に報告するものとする。ただし、こどもトワイライトステイ事業の利用がない月については、この限りでない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(委託料の精算)

第14条 実施施設の長は、委託料を請求しようとするときは、上尾市こどもトワイライトステイ事業委託料請求書(第12号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、委託料を実施施設に支払うものとする。

別表第2中「第13条関係」を「第14条関係」に、「1,860円」を「2,000円」に改める。

第10号様式中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第14条関係）

上尾市こどもトワイライトステイ事業委託料請求書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

実施施設  
所在地

実施施設名

代表者名

年 月の上尾市こどもトワイライトステイ事業に係る委託料について、上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円	
内 訳	夜間養護	円 × 日 = 円
	休日養護	円 × 日 = 円
	送 迎	円 × 日 = 円
振込口座	金融機関名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通 当座
	口 座 番 号	
	名義人氏名 (カナ)	( )

請求は月末締めとし、翌月の15日までにお願いします。

(上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正)

第3条 上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則(令和6年上尾市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「930円」を「1,000円」に改める。

別表4の項中「930円」を「1,000円」に、「1,500円」を「1,650円」に改め、同表備考第2項中「190円」を「200円」に、「300円」を「330円」に改め、同表備考第3項中「370円」を「400円」に、「600円」を「660円」に改める。

第2号様式及び第5号様式中「930円」を「1,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の上尾市子どもショートステイ事業実施規則(この項及び次項において「新規則」という。)第12条から第14条まで及び別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施する子どもショートステイ事業(新規則第1条に規定する子どもショートステイ事業をいう。この項において同じ。)について適用し、施行日前に実施した子どもショートステイ事業については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に提出されている第1条の規定による改正前の上尾市子どもショートステイ事業実施規則第11号様式から第13号様式までの規定による書類は、それぞれ、新規則第11号様式から第13号様式までの規定によるものとみなす。

(上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則(この項及び次項において「新規則」という。)第11条、第13条、第14条及び別表第2の規定は、施行日以後に実施する子どもトワイライトステイ事業(新規則第1条に規定する子どもトワイライトステイ事業をいう。この項において同じ。)について適用し、施行日前に実施したこ

もトワイライトステイ事業については、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の際、現に提出されている第2条の規定による改正前の上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則第10号様式及び第12号様式による書類は、それぞれ、新規則第10号様式及び第12号様式によるものとみなす。

(上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則(この項及び次項において「新規則」という。)第9条第3項及び別表の規定は、施行日以後に実施する子育て世帯訪問支援事業(新規則第1条に規定する子育て世帯訪問支援事業をいう。この項において同じ。)について適用し、施行日前に実施した子育て世帯訪問支援事業については、なお従前の例による。

- 7 この規則の施行の際、現に交付されている第3条の規定による改正前の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則第2号様式による書類は、新規則第2号様式によるものとみなす。